

Q 養育費って何？

A 養育費は衣食住に必要な経費、教育費、医療費などお子さんの生活費のことです。

Q 法定養育費って何？

A 令和8年4月以降に、養育費の取決めをせずに協議離婚をした父母において、離婚時から引き続き主として子を監護する父母の一方が、他方に対し、離婚時から請求できる一定額（子ども一人当たり月額2万円）の養育費です。

Q 法定養育費は、いつまで発生し続けますか？

A 法定養育費は、次のいずれか早い日まで発生し続けます。
○父母が養育費の取決めしたとき
○家庭裁判所における養育費の審判が確定したとき
○子どもが18歳に達したとき

Q 養育費はどうして必要なの？

A たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。

Q 養育費の額はどういうふうに決めるの？

A 両親の収入を基にして両親が話し合っで決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安となるものとして「養育費の算定表」があります。

Q 養育費算定表って何？

A 最高裁判所が司法研究結果として公表したもので、両親の年収、子どもの数、子どもの年齢によって目安となる養育費額を算定することができる表です。東京家庭裁判所や養育費・親子交流相談支援センターのホームページで紹介されています。

Q 養育費はどうやって払うの？

A お子さんを育てている親の口座またはお子さんの口座に振り込むという方法が一般的です。

Q 一度決めた額はずっと変わらないの？

A 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えたりした場合には両親が相談して減額することもできます。

Q 子どもが何歳になるまで払えばいいの？

A 一般的にはお子さんが経済的、社会的に自立するまでと考えられています。

Q 子どもが進学したり、入院したりしたときは？

A お子さんが進学したり、事故や病気で入院したりして臨時の出費が必要になったときは、その都度両親で話し合っで決めることが大切です。

Q 子どもが大学に入っても払う必要があるの？

A 両親がお子さんを大学に行かせてあげたいと考えるときは、話し合っで双方で負担することができます。

Q 養育費について両親で話し合いができないときは？

A 養育費や親子交流について、両親で話し合いができないとき、または話し合っでも平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

Q 借金があっても払わなければならないの？

A 借金の内容にもよりますが、原則的には借金の返済よりもお子さんの養育費を優先しなければなりません。

Q 離婚の理由や原因は関係ないの？

A 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。親同士の問題とは切り離してお子さんの健康な成長を考えましょう。

Q 養育費は払わなくてもいいという約束をしたけど払わなければならないの？

A 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わっでお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。

Q 子どもに会えない場合には養育費は払わなくてもいいの？

A 養育費を負担することとお子さんとの親子交流は全く別の問題です。養育費と親子交流はどちらもお子さんの心身の健康な成長にとって大切なものです。両親が離婚する際には、養育費と親子交流についてよく話し合っで決めておくことが必要です。（養育費・親子交流相談支援センター作成のパンフレット「親子交流」をご覧ください。）

Q 法定養育費や約束した養育費を払わないとどうなるの？

A 養育費について、父母の合意文書（一定の要件を備えた文書）、公正証書、調停や審判で取り決めたときや法定養育費については、支払いがされないと収入や財産などの差押えを受けることがあります。

